

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第 161 回定例会・会議録

日 時 平成 28 年 11 月 2 日(水) 18 : 30~20 : 50
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室
出席 委員 池野、石川、石田、桑原、三宮、須田 (聖)、須田 (年)、高桑、
高橋 (新)、高橋 (武)、高橋 (優)、竹内、千原、中川、町田、
三井田
以上 16 名
欠席 委員 石坂、武本、中村、内藤
以上 4 名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所
平田所長 藤波副所長 佐藤防災専門官
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 日野所長
新潟県 原子力安全対策課 須貝課長 今井主査
柏崎市 防災・原子力課 近藤課長、砂塚主任
刈羽村 総務課 太田課長、野口主事
東京電力ホールディングス (株) 設楽所長 須永副所長
宮田原子力安全センター所長
佐藤リスクコミュニケーター
関矢放射線安全部長
武田土木・建築担当
山田地域共生総括GM
立脇地域共生総括G
(本社) 長谷川立地地域部部長 (新潟担当)
佐藤リスクコミュニケーター
(新潟本部) 橘田新潟本部副本部長
林新潟本部副本部長

ライター 吉川
柏崎原子力広報センター 松原事務局長 坂田主事

◎事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今から「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」第161回の定例会を始めさせていただきます。

まず最初に資料の確認をさせていただきます。事務局からでございますけれども「本日の会議次第」、「座席表」、そして「委員からの質問意見書」ともう一つが10月6日に実施しました、「発電所訓練の視察結果」の資料。そして、委員さんだけになりますけれども、次回定例会に出席する、A5タイプの「質問・意見用紙」でございます。

あと、オブザーバーからの資料を確認させていただきます。原子力規制庁からは「地域の会第161回定例会の資料」と題しました資料が届いておりますし、資源エネルギー庁からも、「前回定例会以降の主な動き」という1枚紙が届いております。新潟県からは2種類の資料が届いておまして、「前回定例会以降の動き」、それからもう一つが、「地域の会委員質問への回答」という2種類の資料になります。

あと、最後になりますが、柏崎刈羽原子力発電所からですけれども2種類届いております。「前回定例会以降の動き」と「廃炉・汚染水対策の概要」、ということで東京電力ホールディングスから資料ということになります。

不足等ありましたら事務局のほうへお申し出いただきたいと思っております。あと、事務局のほうから今日の会議進行についてお知らせをさせていただきたいと思っております。前回定例会以降の動き、そして質疑応答が終了しましたら、申し訳ないのですが、傍聴者、そして報道関係者の方はご退席をいただきたいと思っております。残りました委員を中心にして、議題によってはオブザーバーも加わりまして、地域の会の運営に関する細かいことといたしましうか、いわゆるまあ内輪話ということになりますのでご理解の程よろしくお願ひしたいと思います。

もう一点でございますが、次回の定例会でございます。次回162回の定例会でございますけれども、12月7日水曜日午後6時半から当センターで開催します。講師をお招きしての勉強会と予定しておりますのでご承知おきの程よろしくお願ひいたします。

それではこれからの議事進行につきましては議長の桑原会長のほうからお願ひいたします。

◎桑原議長

皆さん、こんばんは。お忙しい中ありがとうございます。それでは、定例会の議題に入りたいと思っております。まず(1)といたしまして、前回定例会以降の動きについて、東京電力ホールディングス、それから原子力規制庁、資源エネルギー庁、新潟県、柏崎市、刈羽村の順にご説明をいただきまして、その後、委員から質問、ご意見等をお受けしたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。それでは東京電力さんからお願いをいたします。

◎須永副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所の須永でございます。いつもお世話様でございます。

それでは説明のほうに入らせていただきます。第161回地域の会定例会資料と中央に記載されておまして、右上のほうに東京電力ホールディングス柏崎刈羽原子力発電所と記載してある資料をご覧いただければと思います。また、右端にいつものとおりページが振っておりますのでそちらを参照していただければと思います。まず表紙をご覧ください。8月の定例会、9月の定例会、10月の定例会で説明をさせていただいておりました、不適合関係の対応状況につきまして、まず初めに3件説明をさせていただきます。1件目ですが、8月1日に区分Ⅲとして公表しまして10月13日に対処状況を公表しました「荒浜側ボイラー建屋内での非放射性の水の漏えい

について」でございます。この事象につきましては8月の定例会で説明をさせていただきました。

1枚めくっていただきまして、3ページと4ページをご覧ください。7月29日、ボイラー建屋の地下1階におきまして、放射性物質を含まない水がNSD非放射性ストームドレンサンプエリアで約9 m³漏えいいたしまして、漏えいした水については排水処理を実施しております。原因は給水タンクの水が高止まりしている状態で上記の戻り水の量が増加する、という給水タンクから水がオーバーフローする要因が重なったことによりNSDサンプポンプで排水処理をし切れずに水が漏えいしたものと推定しております。こちらのほうは4ページにポンチ絵がございますのでそちらをご覧くださいながら聞いてください。再発防止対策として、各号機への蒸気の供給開始前に給水タンクの水位レベルを通常水位付近まで下げる運転操作を手順として手順書に反映いたしました。

2件目ですが、8月5日に区分Ⅲとして公表し、10月27日に対応状況を公表した「大湊側ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンクの点検期限超過について」、でございますが、こちらにつきましても事象については9月の定例会で報告をしてございます。これはすいません、ずっと後ろのページで52ページをご覧くださいというふうに思います。本当に後ろから数えた方が早いぐらいのところに52ページに資料が載ってございます。

8月5日、消火ポンプ用燃料タンク点検のための手続きを行っていたところ、当該タンクに関する自主点検周期が適切に設定されておらず、労働安全衛生法に定める点検期限を超過していることを確認いたしました。具体的に申しますと、法令による周期は2年以内となっているので本年7月23日が期限でありましたが、今年度末までに実施する計画となっていたものでございます。

原因についてですが、点検長期計画表を改訂した担当者が同じ計画で管理している他の機器点検単位を「FY」アルファベットのFYですが、年度管理のことをFYと表示しておりますが、設定する際に当該タンクの周期について「Y」、これは暦年管理と設定するべきところを「FY」と変更してしまいました。この計画を審査、承認した者も点検頻度の根拠の記載がなかったため間違いに気がませんでした。再発防止対策として点検記録長期計画表において安全衛生規則「2Y」のように点検周期の根拠を明確に記載する運用として、前回点検実績と次回の点検計画を年月日表記として点検期限を明確にいたしました。

3件目ですが、これは次のページになりますので次のページをご覧ください。53ページです。9月27日に区分Ⅲとして公表いたしまして、10月27日に対応状況を公表しました労働安全衛生法に基づく設備の届け出に関する労働基準監督署への報告についてです。先月の定例会においても事象については説明をさせていただいております。こちらの件ですが、2件目で説明を致しました、大湊側ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク点検期限超過を受けまして、発電所構内にある労働安全衛生法にかかる計画の届け出状況及び定期自主検査の実施状況を調査したところ、設置または変更時における計画の未届け設備、これは主にガスタービン発電機の地下タンクだとか、軽油タンク、空調設備ですけれども、これが9件あることを確認したというものです。尚、未届けであった設備等につきましても消防法に基づく許認可手続きや検査は適切に実施されており、安全上の問題はなかったことを確認しております。原因といたしましては、マニュアルでは届出等の対象設備が不明確であった。労働安全衛生法に基づく届け出、定期自主検査に関わる事項は社内マニュアルに定めていたものの、所管部門に十分に共有されていなかった。届出漏れの有無を確認する仕組みがなかった。横断的にチェックする部門も検査漏れがないことを確認する

仕組みとしていましたが、確認が十分に行われていなかったことなどが原因として確認されております。

再発防止対策として、マニュアルに具体的な設備名を記載する。労働安全衛生法に係る研修を年1回実施する。設備を新設または変更する場合、新規のチェックリストにより各部門は確認すると共に横断的な部門がチェックするダブルチェックとする。横断的な部門は今回の仕組みが有効に機能していることを年1回確認する、ことといたしました。

以上3件でございますが、今後はこのようなことが起きないように再発防止対策をしっかりと実践して参りたいというふうに思います。

次に最初のほうに戻っていただきまして6ページをご覧ください。本当に前のほうで行ったり来たりで恐縮ですが、6ページをご覧ください。

こちらは10月14日に公表しております、「第408回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合における議論について」でございます。

10月13日、14日の前の日ですが、当発電所の6、7号機の審査会合が開かれ、液状化の影響や緊急時対策所の設置等に関する議論が行われました。1号機から4号機側の防潮堤につきましては、建設の段階から液状化の影響を考慮し、地下浅い部分の地盤改良を行った上で建設をしております。具体的には福島第一原子力発電所の事故の後、津波から施設を守るために基準地震動Ss及び標高15mの津波を考慮し着工したものです。この度、その後の審査を踏まえ更なる安全性向上の観点から一般的な基準では液状化の対象としない地表面から深く古い年代の地盤に対しても液状化を考慮した追加の対策を講じることによって防潮堤を更に安全性の高い強固なものとしていく事を示させていただきました。

また、緊急時の対策拠点については仮に既存の免震重要棟における活動が困難になった場合においても滞りなく緊急時の対応が図れるように、5号機の原子炉建屋内に緊急時対策所を整備していく事としました。尚、発電所では深層防護の考え方に基きまして万々が一防潮堤に浸水があった場合でも、原子炉建屋周辺に防潮壁、防潮板による海拔15m以下の開口部を無くすと共に、建屋入口や建屋内の重要な機器がある部屋は水密扉化を実施し、さらに貫通部分は止水を図っております。重要設備への浸水防止の対策を図っているところでございます。

次に地域の皆さまとのコミュニケーション活動についてです。一枚戻っていただきまして5ページをご覧ください。1点目は地域の皆さまへの説明会の開催についてです。9月13日、14日、柏崎市、刈羽村で開催しており、震災以降では9回目の開催となっております。

2点目は、地域の会の委員の皆様による発電所のご視察についてでございます。

3点目は、サービスホール「キッズフォレスト」のオープンについてでございます。

これら3点の活動につきましては、10月13日にお知らせさせていただいております。簡単なアンケート結果やその時の声などを掲載しておりますのでお時間のある時にご覧いただければと思います。

また、これはちょっと資料がないんですが、本日原子力安全改革プランの進捗報告ということで、2016年度第2四半期について公表をしております。ちょっと資料がですね、準備できなかったため次回の定例会の資料に添付させていただきたいと思っておりますのでご容赦ください。

この他ですが、2016年度夏期の電力需要の概要について、2016年度第2四半期決算について、それから毎回配布させていただいております、安全対策の取り組み状況について、新規制基準への適合審査の状況についてなども添付させていただいておりますのでお時間のある時にご覧い

ただければと思います。私からは以上ですが、福島の状態につきまして、本社の RC の佐藤から説明をします。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

それでは福島の状態についてご説明いたします。資料はいつもの A3 横長の大きな紙をご覧ください。1 枚めくっていただきまして裏のページ、2 ページでご説明いたします。

まず、左上の「1 号機原子炉建屋カバー壁パネル取り外し」でございます。原子炉建屋最上階にありますプールから燃料を取り出すために現在建屋カバーを解体しているところでして、作業は順調に進んでおりまして、壁パネルの取り外しが昨日までに 15 枚、取り外しが終わっております。18 枚中 15 枚の取り外しが終わりました、という状況でございます。引き続き慎重にこの作業を進めまして、今月中に残り 3 枚の壁パネルの取り外しを終える予定にしております。

次にその隣の「3 号機原子炉建屋最上階遮へい体設置による線量低減」でございます。この写真は 3 号機の原子炉建屋の最上階を上から撮影したものでございます。そして黒い正方形の部分が見えるかと思いますが、この部分がプールになります。このプールから燃料を取り出すために、これまでこのプールの周りの床に遮へい体を設置してきました。その結果、放射線量が 86% 下げることができました。引き続き遮へい体の設置作業を進めまして、その後プールの上に燃料を取り出すためのクレーンやカバーなどを設置していく予定にしております。

次に、ひとつ飛んで右上の「陸側遮水壁の状況」でございます。ここにあります図は平面図になりますが、このうちの薄い青い線と左側の緑の線の部分の地中の温度が氷点下になりましたので次のステップとして、濃い青い線の部分の凍結範囲を広げるための申請を国に致しました。具体的には濃い青い線の中に白丸が 7 か所ありますが、これまで、この部分については凍結させていませんでした。今回申請したのは、このうちの西側①と西側⑤の 2 か所を更に凍結させる、という申請を行ったものです。今後、国から申請について許可が得られましたら、この部分の凍結を進めていく予定にしております。

当社の説明は以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして規制庁、お願いをいたします。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

こんばんは。規制庁の平田です。それでは規制庁の資料でもって前回以降の規制委員会規制庁関連の動きについて説明いたします。

まず資料 1 ですが、「前回定例会 10 月 5 日以降の原子力規制庁の動き」として、規制委員会関連ですが、ご覧のとおり臨時会合を除きまして 5 回開催されております。最新が本日 11 月 2 日、第 41 回定例会になっております。今日の定例会では平成 28 年度第 2 四半期、第 2 回の保安検査の実施状況について委員会に報告しております。これに関しては前回説明したとおり、柏崎刈羽原子力発電所における保安検査については違反等の問題はなかったということで報告しております。

次に 6、7 号炉の審査状況ですが、これもご覧になったとおり 10 月 5 日から 10 月 27 日までヒヤリング、意見交換等が行われております。実際の審査としては 10 月 13 日に第 408 回審査会合で、先ほど東電さんからも説明がありましたが、防潮堤関係を含めた耐震設計の論点に係る整理等行っております。それから 10 月 27 日が第 411 回、同じく審査会合で、ここでさらに具体的にですね、荒浜側の防潮堤を自主設備とすることによる審査への影響等について、会合で審査が行

われております。

それから法令通達に係る文書としては、10月5日から10月31日までの間で提出されておりますが、特に最後の10月31日ですね、裏側のページになりますが、フランスの原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査ということで委員会からの指示に対する報告書を受領しております。柏崎刈羽については、鍛造鋼はあるものの記録等で炭素偏析については問題がないという報告がされております。これに関しては受領したばかりですので規制庁規制委員会で今後内容を精査する、ということになっております。

その下の面談ですが、10月21日、24日と行われております。21日は保安規定の変更認可等の申請について、という内容でございます。それから24日は、先日北陸電力で発生しました原子炉建屋内への雨水流入に係る対応について、各事業者さんから状況を聴取したものでございます。

柏崎刈羽の事務所関係でございますが、10月24日7号機の安全確保上重要な行為ということで燃料を原子炉から燃料プールに取り出すという作業が行われておりましたので、これに係る保安検査を実施いたしました。結果としては特に問題なくですね、原子炉から使用済み燃料プールへの燃料の移動が完了したことを確認しております。

その下の放射線モニタリング情報については、最新の状況について公表されたものを①、②として書いてありますので、後ほどご確認いただければと思います。特段前回からの有意な変更等はございませんでした。

それから資料2ですが、これは前回の定例会の時にですね、ご質問があったことに関して口頭ではお答えしたんですが、何分内容がちょっと細かく多かったものですから紙で回答を出してくれないか、というご要望に対して前回の口頭で回答したものをメモにまとめたものでございます。後ほど中身については確認いただければと思います。規制庁からは以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きましてエネ庁、お願いをいたします。

◎日野柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁の日野です。お手元に配布されておりますタイトルが「前回定例会以降の主な動き」、右上に資源エネルギー庁と記載のある資料をご覧ください。

最初、1. (1) です。10月7日及び10月27日に高速炉開発会議が行われております。こちらの会議は、9月21日に原子力関係閣僚会議で決定しました「今後の高速炉開発の進め方について」を踏まえ、今後の我が国の高速炉開発方針案の検討・策定作業を行うために設置されたものです。

第1回は高速炉開発の意義と国際動向。これまでの高速炉開発の経緯と教訓について、第2回は高速炉開発の段階毎に得るべき知見などについて議論がなされております。

続きまして(2)です。10月20日に原子力災害対策に関する経済産業大臣と電力各社社長との意見交換が開催されております。3月11日に原子力関係閣僚会議で決定した原子力災害対策充実に向けた方針を踏まえ、事業者間の連携の強化としての原子力事業者の相互協力、原子力防災会議の決定を踏まえた被災者支援活動の充実などについて、事業者から報告がありました。

続きまして(3)です。10月20日に使用済み燃料対策推進協議会の第2回が開催されております。使用済み燃料対策推進計画に基づく事業者各社の取り組み、使用済み燃料の貯蔵能力拡大及び乾式貯蔵促進のための技術検討などについて事業者から報告がなされております。

続きまして2. (1) です。10月18日に放射性廃棄物ワーキンググループの第29回が行われております。科学的有望地の提示に係る要件・基準、特に今回は社会科学的観点の扱いなどについて

て議論がなされております。

続きまして3. (1) です。10月5日及び10月19日に電力システム改革貫徹のための政策小委員会の財務会計ワーキンググループが開催されております。こちらのワーキンググループは、自由化の下でも公益的な課題に対応する方策を検討していく必要があるため、財務・会計制度や負担の在り方について、具体的な検討・審議を行うために設置されたものです。第1回及び第2回は財務会計面の課題などについて議論がなされております。

続きまして(2)です。10月5日及び10月25日に東京電力改革1F問題委員会が開催されております。こちらの委員会は、東電改革の具体についての提言を取りまとめるために設置されたもので、年内を目途に提言原案をまとめ、年度内目途に最終提言の取りまとめを行う予定になっております。第1回は、東電問題の経緯などについて、第2回は今後の議論の手順などについて議論がなされております。

一つ飛ばしまして最後、(4)です。10月7日及び10月31日に電力システム改革貫徹のための政策小委員会、市場整備ワーキンググループが開催されております。こちらのワーキンググループは、競争的な卸電力市場を実現し、電気料金の低減やサービスの多様化を促進すると共に、安定供給や環境適合等の公益的課題を克服するため、卸電力市場の流動性を高める施策に加え、発電容量や非化石価値などを取引するための各種市場の整備に係る制度設計を行う上での基本的な考え方や具体的な検討・審議を行うために設置されたものです。第1回は市場整備に向けた基本的な考え方について、第2回は容量メカニズム、地域間連系線利用ルールについて議論がなされております。以上が資源エネルギー庁からの報告になります。

◎桑原議長

はい。ありがとうございました。引き続きまして新潟県、お願いをいたします。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

お疲れ様でございます。新潟県原子力安全対策課の須貝です。右肩に白抜き「新潟県」とある資料に基づいて説明させていただきます。

安全協定に基づく状況確認ですけれども、10月7日に柏崎市、刈羽村と共に大湊側の雑固体廃棄物焼却設備における放射性物質検出の状況、それから引留め鉄構の耐震化、管理の状況を確認しております。

安全管理に関する技術委員会ですけれども、10月31日、まあ一昨日になりますが課題別ディスカッション、「地震動による重要機器の影響」を開催しました。福島第一原子力発電所事故の水素爆発シミュレーションの解析条件ですとか、それから交流電源喪失の原因について議論を委員の先生方をお願いしました。

その他、3点、ここに記載の報道をさせていただいております。以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして柏崎市、お願いをいたします。

◎近藤防災・原子力課長（柏崎市）

はい。柏崎市防災・原子力課の近藤でございます。

柏崎市は今ほど定例会以降の動きといたしましては、新潟県からご説明がありましたとおり、10月7日に安全協定に基づく状況確認を県、刈羽村と共に実施をしております。以上でございます。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして刈羽村、お願いをいたします。

◎野口主事（刈羽村）

刈羽村の野口でございます。刈羽村におきましても 10 月 7 日に安全協定に基づく状況確認を新潟県さん、柏崎市さんと共に実施しております。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは前回定例会以降の動きということで東京電力さんから刈羽村さんまでご説明をいただきましたが、これについて委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたら、挙手の上お名前を言っていただいでから発言をお願いしたいと思います。高橋委員、どうぞ。

◎高橋(新)委員

高橋ですが、東京電力さんにお聞きしたいんですが、荒浜側の 1～4 号機の防潮堤周辺地盤の液状化。新聞等で私たちも知ってはいたんですけども、「現在の保守的な条件の評価では荒浜側防潮堤に傾き、沈下等が生じることを否定できません」となってますけれども、できたばかりというか本当に新品なわけなんですけども、この保守的な条件の評価というふうなことで造られたんだと思うんですけども、これでいいのかな、っていう。他の部分もそうなんですけども、これでいいのかな、できたばかりに、液状化が起こるかも知れないっていう。非常に甘かったなと思うんですけども、そこでお聞きしたいんですが、否定できないけれども適切な地盤改良等の対策によって安全性を確保することを考えております、とありますが、適切な地盤改良というのはどういうふうに行われるのか、全部荒浜側を壊してもう一回造り直すということにもなかなかないだろうと思うんですけども、できたもの、出来上がったものを地盤改良するのは後から、事後でできるものなのかどうなのか、そのへんのところ技術的な事だと思うんですけどもお聞かせを願いたいと思います。

◎桑原議長

東京電力さん、どうぞ。

◎武田土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい。発電所の武田からご回答させていただきます。

10 月 27 日の審査会合でご説明した資料の中から解析に用いた断面図を見ながら若干補足させていただきます。手元になくてこの画面だと見づらいかもかもしれませんが、元々防潮堤の設計を行うに際しては、上の壁のところ地震力だとか津波の波力がかかります。その力を杭で支持して西山層、原子炉建屋が載っている地層まで打ち込む、という設計をしています。その際に、ごく浅い部分についてはここが柔らかくなって津波が来た時に水を通すような状態になっては嫌だと、そうしてはいけないという発想で地盤改良を行ってきています。なので、浅い部分の地層について液状化を全く考えてこなかったということではございません。

一般的な道路橋の示方書だとか建築の基準類でいきますと 1 万年から 2 万年前くらいまでの砂層で 20m よりも浅い部分、この図でいきますとこの浅い部分ですね。ここの液状化は考慮するけれども、例えばここで書いてます、古安田層、これは 20 万年とか 30 万年前の地層になりますので、そういったものに入ってくる砂層については液状化の評価の対象としてこなかった、というのがこの防潮堤を設計してきた時の考え方です。

今回大きく変わったところは 20 万年、30 万年前という古い地層の中の砂層についても液状化

の可能性を考えましょう。考える際には、いろいろデータの多さ、少なさ、データが少ないことを考えて安全側になるような物性の設定を考えましょう。液状化しやすくなる様な状態で、この古安田層と呼んでいるものの、この上の部分を考えましょう、ということを考えました。そうすると何が起こるかといいますと、元々杭を支えるために周りにあったものが柔らかくなるという状態になります。柔らかくなってしまおうとどうしても横に動きやすくなってしまい、杭を曲げる力が大きく働くということが起こりますので、先ほどの説明にありましており防潮堤の上の部分の沈下したり横に動いたりということが出てきてしまいます。そういう可能性が見えてきたので対策をしなきゃいけないということで方針を変えたというのが一つです。

地盤改良の話になりますが、まだ具体的にどのような改良をするのか対策工事をするかというのは検討中でございます、それについては今具体的なお話ができる段階にありませんが、少なくともこの杭を、あと上のコンクリートのものを壊して造り直すということではなくて、周りにいろんな手を施しながら、今求められている安全基準にしっかりと対応するようなものにしていこう、という考えで検討のほう進めているところです。

10月27日の審査会合の資料はややわかりにくいですが、一部の検討の結果が出始めたところをお示しさせていただいているというものになります。

◎桑原議長

高橋さん、いかがでしょうか。

◎高橋(新)委員

ありがとうございます。あの、どういう方法にするかはこれからだっていうことなんです、早い話、上からコンクリートを注入するとか、地盤をもっと固くするということでもよろしいんでしょうか。

◎武田土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

やり方としてはですね、液状化するであろう可能性があるものを、何等か改良して液状化しない状態に造る、するというものが一つあると思います。また、液状化して柔らかくなって力がかかる状態を避けるために力がかからない状態に、何等か固い層を設ける、というようなやり方があると思いますし、それらをうまく組み合わせることによって効果的に対策を打っていききたいな、という考えであります。

◎桑原議長

ありがとうございます。それでは今後の対策ということでご了解を頂きたいと思います。それでは他の委員の方、高桑さん、どうぞ。

◎高桑委員

高桑です。東京電力に2点質問したいと思います。まず一つ、今の高橋さんがおっしゃった関連の質問ですけれど、最初ちょっと考えたけれども方針を変えたというような説明がありました。今回のニュースで私も高橋さんと同じ非常にびっくりして、そんなことは当然きちんと確認されたうえで造られているんだろと思っていたのですが非常にびっくりしました。今のようの方針を変えなければならなくなったというのは、新聞の報道によると規制委員会が適合審査の過程で発覚してそちらの東京電力のほうに、そのところはもうなっているんだというかたちで指摘したというふうになっていますが、そのへんは、今話だけ聞いていますと東京電力が自ら考えたような感じの説明になっていきますけれども、そこは規制委員会からの指摘でそういうことがはつきりしたのか、そのところをお聞きしたいことが一つ。

もう一つは、今日報告のありました5ページの地域説明会の関連です。このところにも書いてありますけれども地域説明会。以前も決してたくさんの方が参加するという事ではなかったとは思いますが、特に今回の地域説明会は、柏崎もいつもよりぐっと少なかったんではないかと思えますし、刈羽村も24名という非常に少ない説明会となっていました。このことについて東京電力はどのように原因を考えていらっしゃるのか、もしそのへんのところがあればお聞きしたいことと、今までも含めて決してたくさんの方が説明会には出ない状態ですけれども、本当の説明会と言えるようにするほどの人数が集まるための今後の対策は何か考えていらっしゃるのか、そのへんのところをお聞きしたいと思います。以上です。

◎桑原議長

東京電力さん、どうぞ。

◎武田土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所の武田から一つ目のご質問についてご回答させていただきます。液状化につきましては、先ほど冒頭私がお話した当初の設計時の考え方をまずご説明させていただくところから審査のほうが進んできております。その進んでいく過程の中で、柏崎については皆さんご承知のとおり基準地震動 S_s が大きい 一般の世間で使われている地震動に比べて大きい地震の想定をしているということを経ると一般的な基準類で考えている液状化の評価というよりも、より安全側にすべきじゃないかというやり取りがあつて、それに対して答えるようなかたちで今回のような対応が決まってきたということでございます。なので元々考えてきたことに対して東京電力が自主的にというよりは、その審査の過程のそういったやり取りの中で安全側の考え方を取り入れていこう、というふうになってきているということでございます。

◎須永副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

2つ目の質問でございますが、地域説明会のほうの関係ですが、今回人数が多くなかったという事との関係なんです、その回答は確か会場でも、うちの本部長の姉川がしゃべったと思えますけれども、まずはですね、フェイス to フェイスでですね、そういう場で目の前に住民の皆さんがいてですね、そこにしっかりと説明をしていくということがまず大事なんだろうということしております。確かに人数が多ければ多いほうがいいんだろうということもございますけれども、人数が少ないからといってこの地域説明会がなんだ、っていうことにはならないと思っております。それからですね、どうして少なかったか、っていうところは、ちょっとですねあの内容がですね、少し審査の状況のですね、毎回のご説明だとかですね、それからちょうどメルtdownの話があつたんで、そのへんの話ということで、わかりやすくしているつもりなんですけれども、そのへんの事前の周知がいまいちだったのかもしれない。そこは反省点だと思います。それから、今後人数を増やさないのかどうか、増やす方法を考えているのかどうか、っていうところでございますけれども、こちらにつきましては事前しっかりとこういうことをやるということですね、もう一度あの、今現在はニュースアトムだとか、そのへんの周知方法でやっておりますけれども、プラスアルファのものを少し考えるのか、それとも口コミで広めていくのか、そのへんを含めてですね、もう少し人数が増える方向にですね、なにか考えられればいいかな、というふうに思います。以上でございます。

◎桑原議長

ありがとうございました。高桑委員よろしいでしょうか。

◎高桑委員

まあ、フェイス to フェイスが大事で少ないからといって特別問題にはならないのかもしれないようなお返事でしたけれども、東京電力としては皆さんに知ってもらいたいから説明会をするわけですよね。そういうのに対して人が集まらないということについての、そこはやっぱりもう少し、どんなことが可能なのかということも含めてね、もうちょっと見当なさったらいいかと思えますし、私は根底の中に東京電力への信頼感の薄さということもね、どうしても底の底に流れてるのではないかなあという気がしないこともないんですね。ですからその、説明会に集まってもらいたい、ということ、説明会がありますよ、ありますよ、という宣伝をよく、徹底していききたい、ということだけではなくて、それはもちろん大事だと思いますけれども、それこそ液状化の問題も含めまして、いろんな、新聞に出てくる話題を含めまして、東京電力がどういうふうにして住民ときちんと対応しようとしているのか、ということが見えてくるようにすることが、やはり地域の説明会に人が集まるというね、人を集めることができる大きな一つの基になるような気もします。だから、説明会だけ宣伝すればいいのではなくて、東京電力の日頃のね、いろんな対応も含めて、本社の対応も含めて、もう少し住民の側にきちんとして、安全を本当に見極めようとしているんだということがわかるような、あるいは信頼を得ようとしていることがわかるようなね、そういう対応をきちんとしていくべきではないかというふうに思っております。以上です。

◎桑原議長

それでは、あの。

◎須永副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

おっしゃるとおりだと思いますので、そのへんはしっかりと考えていきたいと思えます。信頼がないから来ても、聞いてもしょうがない、っていうそのへんの事だと思いますので、そのへんはしっかりと。対応ができるかどうかわかりませんが、前向きに考えていきたいと思えます。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは今後の要望ということで締めさせていただきます。それでは他の方。じゃあ、高橋優一さん、どうぞ。

◎高橋（優）委員

高橋といいます。最初の高橋新一委員さんに関連するんですけれども、この地盤改良等の対応の対策が必要と考えております、というんですけれども。地盤改良というのは一般的には非常に、例えば一般の住宅と同等に論ずるのはうまくいかぬかもしれませんが、非常に軟弱地盤である場合に例えば一般住宅でもほぼ 60cm くらいの太さのものを 15m とかに、刈羽村あたりでも新築住宅をする場合には打ち込むわけですよね。そうやって地盤改良等やって、あるいは表層改良等やって、地震だとかの液状化を防いだり、建物の不同沈下を防ぐということの対策をとりあえず取ると思うんですけれども、その福島で例えば今、苦しんでいる水の問題というのは主に地下水なわけですよね、この柏崎刈羽の場合には福島の 3 倍から 4 倍の地下水があるということになりますと、私共一般的には今のこの傾き、それから福島の護岸工事でも傾いたということがここでも報告されたことがあるんですが、この地下水の影響を否定できないのではないのかなということをおもいますが、例えばこの柏崎の場合の開放基盤面というのは非常に深いわけですよね、他の原発と比べて。例えば柏崎でいえば 200m とか 280m のところまでいかぬと硬い岩盤層に届かないという、そのことが例えば中越沖地震での各号機の不同沈下等に現れたというふうに私は思っているんですが、当時の説明では不同沈下がなぜ起きたか、っていうのはたぶん未

だ現在でもはっきりしてない、納得のできる説明にはなっていないと思うんですけれども。この地盤の詳細解析を行う、ということなんですけれども、ここには福島第一原発の地下水よりも、地下水の1日の流量の3倍か4倍ということが影響しているということはないのでしょうか。

◎桑原議長

東京電力さん、おねがいします。

◎武田土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所の武田からご回答させていただきます。柏崎の発電所に地下水が多いというご指摘、ご質問ですけれども、その点からお話させてください。

福島と柏崎と比べた時に、柏崎のサブドレンという原子炉建屋等の下から水を汲み上げて建屋の周りの水位を下げるといって操作を行っています。そこでの汲み上げ量が多いということであって、地下水自体は海水面よりもちょっと上のところ、地中に地下水位がありまして、量が多い少ないということと汲み上げ量が多い少ないということを同じに考えるのはちょっと違うのかな、と思っています。福島でも建屋周り等にありますが、あと砂層は水を流しやすいだとか、粘土層は水を通しにくいだとか、水を通しやすい通しにくい、という話と水の量が多い少ないっていう点からすると、柏崎と福島とを比べて3倍違うというようなことではないと思います。ただ、供給する源がどうかといってもありますので一律ちょっと違いを正確に申し述べることはできません、というのがまず一つです。

中越沖地震の後に建屋の傾きがあって、という点についてはまだ調査を継続しているところですし、ちょっと原因まできちっとご説明できる状態にはなっていないというのはご指摘のとおりです。その量のごくわずかであって建物、設備に問題をきたすようなものではないということも、これまでご説明してきたとおりのところを維持していると思っておりますので、その点については今後の検討を含めてご説明させていただければというふうに、ことができればなというふうに今考えているところです。

◎桑原議長

ありがとうございます。高橋さん、よろしいでしょうか。それでは今日まだ発言されていない方おられますでしょうか。ご意見、ご質問が無ければですね、前回定例会以降の動きということで、ここで締めさせていただきますと思います。それではですね、事務局のほうから冒頭申し上げましたようにこれからの会議の内容はですね、運営に関する件ということで進めさせていただきますので、原則公開というものが原則ではございますが、内々の話の決める内容でございますのでここで傍聴者の方とマスコミの方はご退席をお願いをしたいと思います。7時20分になりますので、7時25分まで休憩をさせていただきますと思います。7時25分から再開をいたしますのでよろしくお願いをいたします。

— 休憩 —

◎桑原議長

それではですね、時間となりまして皆さん全員お揃いでございますので、それでは会議を再開したいと思います。これからの内容につきましては、まずオブザーバーの方も残っていただきました。それと委員の皆さんと、まず情報共有会議の内容についてということで、一部内容につきましては、いろいろご意見もございますので、ちょっと協議をしていただくという内容でございます。その情報共有会議の内容が終わりましたらオブザーバーの方はご退席をお願いいたします。

して、それから後は委員さんだけが次の議題についての協議をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それではですね、まずあの皆さんのところにお配りしてあります情報共有会議の内容についてということですが、去年のまず情報共有会議のご案内の内容が送られてると思うのですが、27年の12月の16日にお出しした書類でございます。28年の2月の3日にですね、次第としては3時から6時までということで流れとしましては前回定例会以降の動き、という後に質疑応答をちょっといただいて、それから各委員さんの所感ということで3分を目途にですね、全員出席の方からご発言をいただいて休憩の後オブザーバー代表挨拶ということで所感等、各代表者の発言10分くらいを目途にですね、規制庁、エネルギー庁、新潟県、柏崎市、刈羽村、東京電力さんの順でご発言をお願いをいたしまして、総論、まとめとして約18時ということで、3時半くらいから始まって、まあまあ内容的には18時までということで、その後懇親会というふうなことで、していただきました。それで、ここ2、3年ですね、内容をちょっと変えた方がいいんじゃないかという中身につきましてはですね、一つのご意見としては、通常の定例会ではご出席がお願いできてない国の方や首長さん、県の幹部の皆さん、せっかく出ていただけるんだから、発言の中身をキャッチボールするような時間が欲しい、というのは、そういう話が出ておりました。従いまして、これ一つの案なんですけど、情報共有会議につきましては、どういうかたちでやるか、まずあのスタイルなんですけど、前回と同じようなスタイルでいいか、いいというかたち。それからですね、一つあの、なるべく、あの、キャッチボールの時間を持つために、全員の方の自分が今思うこと、というような発言をですね、後のほうに回してですね、事前に委員の皆様から、どんなことを誰に、まあお聞きしたいとか、普段聞けないことを発言したいとか、っていうことをですね、テーマはある程度絞って、できるだけ国の方や直接組長さんや、県の方からいろんなことのやり取りをしてみたらどうかな、というやり方とですね、まあそれよりももっとこんなやり方があるんじゃないかなというようなものが皆さんの中でございましたら、この場でちょっと発言をお願いできればな、というふうに思っております。そのへんちょっとまあ1、2、3、ちょっと、今後しましたけれどもですね、まずあの、情報共有会議がどういうふうになってほしいというのが、ご意見がありましたらですね、オブザーバーの方はなかなかご発言しにくいと思うんですけど、委員の皆様からまず、今まで通りでいいよ、というふうなご意見も含めてですね、ちょっとご発言をいただければな、というふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

それじゃあちょっと指名させていただきますんで、高橋副会長あのずっともう一番今、長いわけですが、今までの流れを見てどんなふうに感じますでしょうか。

◎高橋(武)委員

はい、高橋です。これを見ながらですね、ちょっと私思ったんですけど。だいたいテーマとかがはっきりしているとお互いしゃべりやすいっていうか、特に首長さんあたりの人たちはやはり、何をしゃべればいいんだ、みたいな感じで来ると思うんですけど。それで事前にある程度私共も確かテーマをやりながらやってたと思うんですけど。でも当日、誰が何をしゃべるかというのはやっぱり予測できないので、ある程度事前にテーマをやる、やろうってやってたのかは、そんなに言いつ放しっていうふうに、ってかですね、ただキャッチボールしたい気持ちもなくもないので、それがどういうかたちなのか、今ちょっと頭にはないんですけど。うん。雑駁に言うとキャッチボールするにはどうしたらいいのかな、というのを考えている途中ですね。別に今までののが、私も9年もやってますけど、どうしても時間とかいろいろ考えるとあんな感じになってきたって

いうのが経緯だったと思います。はい。

◎桑原議長

今年初めての方も 10 年おられた方もいると思うんですが、その方も含めまして、その時の感想としては、こんなやり方がもっと良かったんじゃないかな、というふうなものがありましたらちょっとご意見出していただければな、と思うんですが。池野さん、どうですか。

◎池野委員

はい。すみません、突然で。情報共有会議というのは、前回初めて出させていただいて、言いっ放し、という感じでもないというか、本当にそれぞれの立場、いろんな立場の方がいますので、それぞれ自分が本当に言いたいことを皆さん言っているな、というイメージが印象で、それに対してその場で答えてもらえなかったのは後日、私は応えていただいたりしましたので、確かにキャッチボールができればいいなと思うんですけど、あの人数、この人数とあの時間内でどういうふうにしたらいいのかな、というのは確かにちょっと今出ませんが、少人数。これでいくと 2 番のテーマがあって、小グループみたいにするというのも、長岡技大でやったような、ああいう感じですかね、そういうのだと意見が言い易いというかキャッチボールしやすいのかなと思いますが、どうなのかな、という感じです。すみません、まとまっていませんが。

◎桑原議長

ありがとうございます。それでは千原さん、どうですか。

◎千原委員

千原です。私はですね、まあ半分今のままで、今までどおりでいいと思っております。なぜかと言うと、24 人だけど実際 20 人ですかね、の持ち時間が 3 分だということであればオブザーバーの数も相当の数がありますので、時間的な制約の中でやるとしたら、あの程度の質問の状況と回答でいいんじゃないかと。あらかじめ我々が文書をもって、そのオブザーバーの方に、例えば東電とか、県とか、みんなにそこ、名前を付けて出しているわけですから。例えば東電に出したものについても県とか他のところへ全部回っているはずですよ。そうすると必要な回答は、そのオブザーバーのほうからもらえばいいんであってですね、一応は今までどおりのやり方でも問題はないかと思います。これは半分です。

もう一つはですね、やはりこれはちょっと何か、どう言っているのか、物足りなさっていうのがですね、この我々もあんまり頭がいいほうではないですから文章を読み上げていくわけですけど、本当にいろいろなものがあつたら 2 つ目の質問とかですね、そういうのがぽつと頭に浮かぶ時があるわけですね。そういうところの話がですね、できないっていうのが、ちょっと物足りなさがあるところですね。そういうところですよ。だから半分半分だと。時間の制約からいくと、もう一回繰り返しますけども、時間の制約からいくと今までどおりでもまあまあ問題はないんじゃないかと思うけども、そこに一言二言、その質問者っていうかですね、質問の意見が入るような余地をつくってもらえばいいんじゃないかというふうに思っております。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。高桑さん、いかがですか。

◎高桑委員

私も基本的にはあまり、今までのようなかたちしかないのかな、と。例えば今、池野さんが小グループっておっしゃいましたけど、小グループに分けると当然オブザーバーのほうの部門も別れてしまうわけなので、全体でどんな話がどうなるのか、っていうことが、なかなかあの時間の

中で最後また、まとめてっていうことは無理かなあ、と思うのもあるので。大雑把に言えば今まで通り。但し各委員の所感の中が3分って言うてますけど、2分から3分くらいに少しあの、やり取りの時間が取れるような感じで少し。こちら側の意見もたくさん言いたいことあると思いますけれども、なるたけあの、まあ2分。3分では必ず終わるだろう、くらいのかたちのものにしてもらって。もし質問があるならば、はっきり「質問」、というかたちで。私たちの一応最初の原稿みたいなものがいけますよね、先方に。そこで質問がはっきりわかるようなかたちの、私たちの出し方というかね、意見の出し方みたいなのところでちょっと工夫をしたらどうかと。少し縮めた時間の中でやり取りが1、2回できればね、かなりあの、聞いている方も、質問した方も、いくらか深まるのではないかなあ、というふうに思うので。大きくは今までのやり方かなあ、と思います。

◎桑原議長

ありがとうございます。今ほども高桑さんがおっしゃったようにですね、一応3分というふうな時間を設定をしてもですね、4分、5分というふうな方も中におるんで、それがずっとこう延びると全体が長くなる、っていうような傾向にあるんですね。前までは、その、もう1分。例えば2分だったら1分半になったらもうベルを鳴らすとかっていうことで厳格にやっていたんですが、去年はまあ、それを敢えてしないで、っていうことでちょっと様子も見たんですが、どうしてもその、長くなるというようなことで、今までの皆さんの何人かのご意見ですと、やはりあのスタイルとしては今までのようなやり方でいいけれども、その中で時間を有効に使って、ということになると、発言の時間が例えば3分が2分になったら、それをきっちり守ってもらって、後で少し余裕の時間でちょっとあの、急にこんな質問をしたいとかっていうものに、当てられるんじゃないかな、というふうにも思うんですが。

他にご意見ございますでしょうか。はい、石田さん、どうぞ。

◎石田委員

石田でございます。ちょっと私も昨年初めて出さしていただきまして、タイトルにこだわるんじゃないんですが、情報共有、というね。共有というと、ここ全体、全員のことを対象なのかなあと思っておりましたら、まあ内容はちょっと私、去年が悪いつてわけじゃありません。それはそれで仕方ない、高橋副会長さんが長年の経験の中でこういうふうに生まれてきたんだなあというのは去年も理解したんですが、共有ということは我々だけが何か、質問、今度は聞きたいのを質問書いてくださいと言ったら、じゃあこの月例のものどう違うんだ、みたいなのは私は去年ちょこっと感じました。はい。共有ですので我々ばかりじゃなくてオブザーバーのほうからも、という共有なのか、会員だけの共有なのか、そのへんがちょっと。じゃあオブザーバーの人は我々に質問することもあるのかな、とか。あるいは一つのテーマがあって、共有の何かテーマがあって話し合うのかな、みたいな。そんなところがちょっと感じたのが私の意見で、気持ちでございます。決して去年のものが悪いとか、なんとかじゃありません。最終的にやるとすればやはり去年のスタイルになるのかな、というのが心にありましたが、去年の場合、共有という名前にこだわっていましたが、そんなことをちょっとこう、まあむしろ懇親会のほうが共有だったのかな、みたいな。そのことを言っているのかな、とかね。去年は複雑な気持ちでちょっとやらしていただきました。あの、参考にならんかもわかりませんが私の意見としてはそんな感じでした。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは、竹内さん、いかがですか。

◎竹内委員

すいません。毎度遅参して参りまして申し訳ありません。

それこそ、今までの発言された委員さんの発言すべてがそのとおりだなと思いますし、やはり私も消化不良っていうことを非常に感じるんですが。僕も千原さんと同じ、半分は今のスタイルをすればいい、とも思っています。

実は私の中で一番今まで消化不良だな、と思ったのは、過去に何度かいろいろな省庁の首長さんたちに提言という格好でしてきたかと思うんですが、例えばその提言って今まで出しっぱなしで、それこそそれに対する答えって一度もいただいた経験は、私の中にはない、と思っているんですが、こういうのを情報共有会議の中で、いろんな意見がみんな好き放題言うんだけれども、でもみんなが共有している、こういう意見もあるんだよ、と。こういうことをあの場でぶつけることができれば、今までの首長さんの中で、あまり意見がいろいろありすぎて何をコメントしたらいいかわからん、なんて言われたこともありました。そういうことは回避できるんじゃないかなと思うんですが、また共有されている意見の、共通した意見の提言に対してコメントを頂ける場にもなるんじゃないかな、なんて今思いました。一つのアイデアですが参考にさせていただければと思います。

◎桑原議長

ありがとうございました。その他にご意見のある方。はい、どうぞ。

◎高橋（武）委員

私もあれなんですけど。ただ時期的、時間的に提言書。同じなんですけど提言書っていうものが私共が。先日の運営委員会は私出てないんですけど、議事録見ながら4月頃に出せばいいな、みたいな感じで書いてありましたけれども、この情報共有会議に書面として、こういうふうな地域の会として考えているんだ。こういう意見、質問、意見っていうかな。こういうのがあるんだ、っていうのがあると、これ、事前に見ながら首長さんたちはしゃべりやすいだろうな、というのは私もさっきまで考えて、同じふうには思ってたんですけど、ただそっちの提言書づくりが間に合うのかな。また、時期的に。そのへんが私も今、心配なところなんです。という意見でしかないんですけど。はい。

◎桑原議長

ありがとうございました。その提言書につきましてはやはり時期的にはですね、2月までっていうのは今年度は無理だと思うのですね。ただ後でまたちょっと、出てきますけれどもですね、時期的な変更があれば、またちょっと変わってくるのかな、とも思うんですが。他にご意見のある方、おられますか。須田さん、どうぞ。

◎須田（年）委員

須田でございます。昨年も初めて出させていただいて私も何度か傍聴していたんですが、漠然と「今一番思うこと」って言われて当てはめられた時に、初めてだとそれが防災、とか、発電所に対して、とか、事故とか、丸ポチがいくつかあると質問内容だとか、なんですけど、そうでなくて何でもいいよ、っていうかたちだと、非常に私なんかは質問っていうか、書きにくいというか、何か自分のどういうふう言ったらいいたろうか、という手元だけが気になって、人のことは聞いてられないというか、余裕がないというか、なんですけど。丸ポチが5つくらいあって、そ

してそれについて自分の今思うこと、とかっていうふうになると、慣れない私でもできるかな、っていうふうに去年は感じました。

◎桑原議長

ありがとうございます。今、須田さんのご発言の内容はですね、②のですね、テーマを複数設定をして、というようなかたちの、ひとつの案として出てきた内容なんですけど、それらも含めてどういうかたちがいいのかな、というふうにして皆さんからちょっとご協議をお願いしたいということで今日このテーマを出してきたんですが、他にご意見ありますでしょうか。それじゃあですね、他になければですね、①、②、その他というのは今あのちょっと出てきませんので、前回同様のスタイルにするというのが①なんですけど、その②の前にですね、前回定例会、情報共有会議の前のスタイルを踏襲するんですが、少し時間をちょっと調整をしたりしてキャッチボールの時間を少し作るというようなかたちの内容にしていく方法。それからまったく①のように先回と同じでいいよ、というふうなかたち。それから須田さんちょっとご発言願ったように②のほうになりますけれども、事前に各委員の皆様からどんなテーマをちょっと誰々に聞いてみたい、ということで、そういうのをいくつか選んでテーマとしてお答え願うようなかたちを取って、尚且つ皆さんの中で、どうしても今日はこのご意見を言いたい、ご質問したい、というような方もおると思いますから、その時間も若干取っておく、というようなやり方の3つがあると思うんですが、できればちょっとその運営委員会では最終的に、ってことでもよろしいですけども大きい流れとしてちょっと①、②、③、というかたちでちょっと皆さんからちょっと挙手をお願いしたいと思いますんで。委員の皆様にはちょっと手を挙げていただきたいと思いますが。

①の、はい。

◎高橋(優)委員

今の段階ではオブザーバーの方の意見は聴取しないんですか。

◎桑原議長

オブザーバーの意見はなかなか言いにくいのかな、と思うんですが、もし、こういうかたちにしてほしいというのがありましたら。ありますか。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

座ったままで失礼します。私も前回、情報共有会議に出て感じたことなんですけど、やはりあの、キャッチボールは少ないのかな、と。ただですね、限られた場所と時間の中でやらざるを得ないということで、一つはその、もう少し時間を稼ぐ工夫をしたらいいんじゃないかな、と思ってます。その一つがですね、前回やはり、定例会以降の動きって、通常の定例会と一緒に、のようにはやってるんですよね、まず。その時間だけでも結構取られてるんですけど。情報共有会議っていう場では、もう資料を出すだけにして説明を省けばそこで30分くらい稼げると思うんですよね。次に、今オブザーバーは持ち時間10分いただいていて、委員さんは3分っていう前提なんですけど、これも例えば、オブザーバーってある意味こういうところで話慣れてる方も結構いますので、最初から8分だとかにしちゃえば、その中に収めてくるはずなんです。あらかじめ、その聞かれることがわかってれば、ですけど。そうするとその、はじき出した2分というのは委員さんに割り当ててることもできますので。そうやって時間を何とか工夫すればですね、私は従来のやり方でも成立するんじゃないかというふうに思ってます。以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。あの、実はその情報共有会議の話もですね、ちょっと運営委員

会が出たんですが、今、所長がおっしゃったように、情報共有会議の中の、前回定例会以降の動きについては、書類をお配りするだけにして、もし何か質問とかそういうものの内容についての回答が欲しいということであれば、次の定例会です、それをまた委員の皆さんから出してもらおうというようなやり方でもいいのかな、というふうにちょっと内輪では話もしていたんですが、それについていかがですか。

高橋さん、どうぞ。

◎高橋（優）委員

規制庁の所長の考え方というのは基本的に賛成できるんだと思います。しかも私共は、頭を絞り、絞り、どういうことを発言するか、というのを事前に 11 月末に出しているわけですよ。去年もキャッチボールが全くなかったわけじゃないし、例えば市長も、それから村長も、他の方も、こういう意見があったけど、それについてはこうです、っていうことをやっているから十分とは言えないけれどもキャッチボールはできていると思いますし、今回のスタイルにしたというのも委員の人達が最初に話したことに對してオブザーバーの方が話すというスタイルに変えたわけですよ、何年か前にね。私、そのことは非常に奏功していると思うんですけども。しかも多種に委員が言いつ放しということになってますけども、オブザーバーだつて言いつ放しになっているわけですよ、この点で言えばね。だから、それは改善の余地はないとは言えませんが、この原子力、この地域の会の中身というのは非常に多岐にわたるのは当然だし、それから情報と申しますか、情勢も日々進化しているわけですよ。だから、その時に適宜適切なことができるかというとなかなか自信はないですけども、今のカタチというのは非常に私はたどり着いた、到達した点ではいいのかな、と。そこにキャッチボールができるというふうなことを入れるのは、聞こえはいいんですけども、実際にはキャッチボールというのは去年もされていると思いますし、そのへんが改善の余地があるとすれば、そこはまあ、してもいいと思うんですが、十分なディベートが去年だつてされたと思うんですよ。それを私は感想をもってますので、まあ決を採るとすれば、まあ私は①でいいと思ってますけど。事前に出しておくことが例えばそのままの生の原稿、あれは活字になって次の定例会に出るんでしたかね。11 月、12 月に出るんでしたかね。出なかったですかね。それは例えば、それを集めて委員の所感として集めてみれば、防災の問題だったり、原子力政策の問題だったり、いろんな問題があつて、そんなにその 20 人いれば 20 人の違った、内容としては違った意見になってると思いますが、分野となればそんなに 20 の分野になってることはまずないんじゃないかと思うんですよ。だから、ここはこれまでの運営委員の人たちの努力だとか、そういうことが実つて今の状態になってるんだと思いますので、今さら新しいカタチでもつて、するということに對しての、何といいますか、新しくして何が出てくるのかな、ということもちょっと感じられませんし、むしろ私は出された所感っていうのは全部オブザーバーの人たちにもわたっているわけですから、むしろオブザーバーの方たちがそれに対して応えてくださる、ということのほうが、そのために所感をまとめて出しているわけですから、むしろそういうふうなことに對していただけることのほうを私は要望したいと思いますけど。

◎桑原議長

ありがとうございました。それではですね、今、所長がご提案していただいたように前回定例会以降の動きについては大多数の皆さんが書類を配るだけで、その時間を他のほうに回したほうがいいんじゃないかということのようですが、それはそれでよろしいですか。はい。それでは、

そうさせていただきますと、今回の、来年の2月の情報共有会議はですね、基本的には前回と同じようなスタイルを取りながら、時間の配分をもう少し有効に使って、キャッチボールは、多少のキャッチボールはありますけれども、もう少し、千原さんが言われたように、後からちょっとこんなこと聞いてみたいというようなことも、その中で起きる場合もありますので、時間をちょっとうまく使って、そういう時間が持てるようなかたちにできればいいな、というふうに思っておりますが、基本的にはそういうかたちでよろしいでしょうか。はい。それじゃあ、そうさせていただきますと思います。

それから情報共有会議の一環なんですが、これは前回の運営委員会にもちょっと出た内容なんですが、新潟県さんへの要望ですね、知事さんには情報共有会議の出席をずっとお願いをしてるんですが、前、泉田知事は一度の出席もなかった、ということで、そのできなかったという内容をですね、予算の編成時期でどうしても時間的には無理だと。この2月というのは無理なんだというふうなことで、事務局には出席できない、というようなお答えがあったようでございますので、今度新しい米山知事になりましたので、ぜひ皆さんがこれを要望しているように、情報共有会議に出席をお願いをしたいということも含めまして、予算時期でどうしてもだめなのであれば、情報共有会議が別に2月じゃなくても構わない、と。議会も無い、予算も無い、というような時期に変更をしたいというふうな考え方があります。それについては、新潟県さん、いかがですか。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

そうですね、今までご案内があった2月については、確かに予算編成時期で、身動きが難しいという時期でありました。ただ、知事はですね、どの時期等問わず非常に忙しい、多忙な身です。それは議会ですとか、それから予算の時期ですとか、そういった面のルーティーンに関わらず非常に多忙です。非常にこういったご依頼もたくさんいただいでいて、その調整を秘書課あたりでまず調整しているという状況がありますので。まあ、なんていうんでしょうね、知事が身体が空きやすい時期がここだ、というのがなかなか難しい。そこに合わせていただいても出席できるかどうか、がなかなか難しい状況なので、そこに合わせて時期の設定をしていただくことは、今時点では、あまりお考えいただかない方がいいのかな、ということが言えると思います。むしろご案内を頂いた時に、その時の状況はどうか、ということをお答えするようなかたちになると思います。

◎桑原議長

千原さん、どうぞ。

◎千原委員

千原です。新潟県さんね、今回の知事は原子力発電所を唯一の争点として勝った知事。我々、地域の会は、そういう中では、前の会長が言ったように、国内でもそうないような、いろんな人が集まっている会。そういうことをやはり、目で見てもらったりですね、その中で意見を言ってもらおうというのが、その当選した内容である原子力政策についてのことも理解できるんじゃないかと、いうふうに思っています。この会を避けているようでは、当選した価値がないというふうに我々は思ってますけど。どうですかね。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

すみません。避けているということではないんですけど、全体の調整に係るというふうにご理解いただければ幸いです。

◎千原委員

それで今、議長が言ったのはですね、知事の良い時に我々が対応するという話をしているわけですよ。それが、それもできない、というのであれば少しおかしいのじゃないか、というふうに思ってるんです。

◎桑原議長

今ほど、千原さんの発言がありましたように、地域の会としましてはですね、2月の予算時期は絶対に無理なんだということであれば、無理な時期にですね、無理なお願いをしても、ずっとこれからは出てこれない。というような思いが皆さんにあるわけですね。それで、おっしゃっているように、いつなら絶対出れるという確約は無くても、この時期なら比較的、もしかしたら、もしかしたらですよ。調整ができて、出席ができるかもわからない、というような時期に変更してもいいんじゃないかな、という考えなんですけど、いかがでしょう。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

そうですね、お気持ちはよくわかりましたので、また担当のものに伝えたいと思います。ただ、この時期ならば一番可能性が高い、っていうことをお伝えするのはなかなか難しいような知事のスケジュールだということを、今はご理解いただきたいというふうに思います。また、県の安全対策を担う私などの立場からしますと、この地域の会のネーミングは非常にわかりやすいと思うんですけども、発電所の透明性を確保する、という意味で、今後またさらに活発に議論がされていくものと思いますので、そのあたりの主旨も知事に、知事にといいますか、そういった部署を通じて伝えていきたいというふうに考えています。

◎桑原議長

はい、どうぞ。

◎高橋(新)委員

この会の何かの時に、やっぱり知事が出席してくれない、みたいな話があったんですが、私も2月の初めなんか、絶対無理だと思います。予算編成の大詰めのところ、おそらく、夜中までとか、部課長連中、夜中まで、とかっていう最もきつい時期なので、これは無理だと思います。3月の末位に議会がだいたい終わると思いますが、4月に入ると年度替わりでまた忙しいし、まあ、5月でしょうね。5月も下旬になると6月議会の準備が始まるし、だから4月半ばから5月の頭。それから9月は決算が入るから、お盆過ぎの10日間くらいの間とか。一番確率の高いところを秘書課に聞いて、それでお願いをして、それでダメならダメで仕様がなくて。一番確率の高いところでやるしかないと思います。とにかく2月は無理ですね。うん。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それではですね、須貝課長さんには即答は無理だというのは重々承知しておりますので、この話は、こういう話があるということでお持ち帰りをいただいて、それで、絶対これなら出れる、という確約は確かに取れないと思うんですが、今、高橋さんがおっしゃったように、もし出れるとしたらこの時期が一番いいんだが、というようなご回答を地域の会にいただいて、それでまた、情報共有会議の時期もこの中で検討するというようなかたちにしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

お考えは担当の部署にも伝えて、また検討させていただきたいと思います。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは、情報共有会議の時期の変更等につきましては、新潟県さんからお答えをいただいて、それからまた。ちょっとまあ来年度以降というふうになると思うんですが、ちょっと検討をすることもあるというふうにご理解を頂きたいと思います。

それではですね、情報共有会議についてはこれで締めさせていただきますので、オブザーバーの皆さん、今日のご苦勞様でした。これでオブザーバーの皆様にはご退席をお願い致したいと思います。

－ オブザーバー 退席 －

◎議長

それではですね、委員の皆様から引き続きちょっとご検討願いたい内容がございますので、引き続き始めさせていただきますと思います。

まずあの、確認しておきたいことが、まず3つほどございます。お手元にですね、添付されていると思うんですが、地域の会の会則。それから26年の11月5日にですね、新潟県、柏崎市、刈羽村長さんに、前会長の新野さんが「地域の会の在り方について」という文書を、これ裏に内容が書いてありますが、送付してあります。これについての確認事項でございますが。まず一つはですね、ちょっと会則を見ていただきたいんですが。第2条といたしまして、(委員)といたしまして、一番上は読みませんが、2番の「委員の任期を2年とします」。3、「委員は再任されることが出来るものとします」。というふうに、会則がございます。それで、もう1枚、11月5日の県と市と村長に宛てた、前会長の新野さんの地域の会の在り方について、というふうの裏を見ていただきたいと思うんですが。これはあの、第6期が終わる時にですね、半年をかけて委員さんが集まって草案をつくりまして、最終的に総意ということで決めさせていただきますので、提出した書類でございます。この中にですね、「地域の会の今後について、地域住民がこれまで通り多様な立場からオブザーバーと共に顔を合わせ、情報の透明性を確保する場は必要である」と。その下に、「会則は変更しないものとします。次の内容は、申し合わせとして尊重するものとします。(1)委員(推薦団体)の選任について。このことは発会の提案者であった自治体にお願いします」と、いうことで、「20名くらいが」参考意見としては「適当である」。「委員の立ち位置」等々書いてありまして、まあ、その下には「4年ごとに団体を見直すことが望ましい」ということで、その下にですね、「依頼団体については10年を超えない範囲で委員を選出するよう依頼する」というふうに、ここに載ってるんですが、これが県と市と村に出ています。それであの、第6期で、総意で決められたことはですね、会則は変更しない、ということは載っておりますけれども、委員はですね、10年を超えない範囲で委員を選出するよう依頼するんだということ、これであの、決められております。けどですね、会則にも変更にも載らない、それで会則に載ってこないということは、各団体がこれからですね、このあたりを非常に間違った理解をすることも考えられるということで、この「再選は妨げない」というのはもちろんなんですが、その附則としまして、「委員の任期は通算で10年までとする」という附則を載せない今後いろいろ解釈が間違ったものに、方向になるということも含めまして、今回皆さんには再度確認をしていただいて、これを附則として載せようと思っております。

これはあの、前会長の新野さんのところにですね、前にもそのちょっとご報告したんですが、私と事務局長と2時間くらい行ってお話しをして、この内容を確認して参りました。それであの、会則は変更しないけれども、これはあの、10年は超えないんで、10年までとするんだよ、とい

うことで、これは各推薦団体にも、第7期の推薦依頼をする時には、これはもう全部この文も入っていて、これを守られないのであれば、これは、紳士協定を破るということだから、これは推薦団体としてはちょっとご遠慮願いたい、というような新野さんのお話でございました。従いまして、今後間違えないように附則で載せたい、というふうに思っております。そのへんはここでもう一度再度確認したいんですが、この文書からいってそういうふうになるわけですが、よろしいですね。はい。それじゃあ、これは附則として載せさせていただきます。

◎委員

ちょっと質問いいですか。

◎議長

その、質問というのは、どんな質問ですか。

◎委員

附則。仮に会則は変更しないけれども、附則というのを明記したいということなんですけども、附則というのはどういう効力をもっているのですか。

◎議長

それは、本則に載ってないけれども、この解釈としては、再選をしたとしても10年までですよ、ということです。

◎議長

本則となんら変わりなく、ただ追記でそれを確認するために載せるということです。

◎議長

それじゃあ、それについてはそれで決めさせていただきます。

それからですね、2番目でございますが、定例会の回数についてはですね、以前から月に1回の定例会というのは非常に公務で忙しい、主婦の方で忙しい、っていうことで、年に12回もしなくても、休みがある月があってもいいんじゃないかというふうな、負担が大き過ぎるというようなご意見も何年も前から言われているんですが、そのあたり、まあ、月1回カットするか、2回カットするか、っていうのはまた別の話なんですけど、8月とか、1月とか、っていうのはちょっとお休みがあってもいいんじゃないかな、っていうご意見も前からあるんですが、そのあたりいかがですか。

◎委員

あの、運営委員会でもこの話は出ていたんですけども、私はもっと極論で、2か月に1度でいいというのを以前実は出していたんですよ。ところが、それは、まあ他の委員の意見の中には、やはり毎月やったほうがいいだろうと。刻々と変わる情勢で、2か月というのはちょっと、インターバルが長いんじゃないかと、いうことで通常のところに移ったと。私の主張はダメになったと。それを踏まえて今回こういうふうなことが出てきた場合ですね、私はだいたい皆さんも忙しいですけども、少なくとも8月と、それから1月くらいは、これ2か月は完全に休んで、10か月をまあ、会合として集まる中で、その中でもその、前回以降の何とか、っていうのを止めてですね、まあ1回か2回くらいは、大きく言えば視察とか、それから勉強会とかですね、そういうふうにやっていきたいと。やっていきたい、じゃなく、そういうふうなものがないのではないかな、と。のんびんだらりとやっているよりは、その方がいいんじゃないかというふうに思っております。以上。

◎議長

ありがとうございました。それでは他のご意見ある方、おられますでしょうか。あの、後でちょっとお話、出そうかと思ったんですが、今、前もってお話されましたけれども、まあ、今年度はですね、予算の関係上、無理なんです、県外の視察等もですね、やはり、見学できるようなかたちにできればいいな、というふうには考えております。まずは第一は予算の問題なんです、そのへんはあとでちょっと皆さんに報告いたしますけれども。広報誌「視点」がですね、チラシで配ると、その分についてはかなりのお金がかかると。まあ、そういうものがその、またあの柏崎市、刈羽村がですね、全戸配布というようなかたちになれば、若干のその経費の削減もできる。そういうものも含めて、事務局のほうからご努力いただいて、県外の視察等もできるようなかたちになればいいな、というふうにも考えておるんですが。そのへんのところは、視察実施の方向でというふうにも今、考えているのですが、そのへんについては、予算が出れば大丈夫、ぜひ行きたいというふうなかたちでよろしいでしょうか。

◎委員

今さ、会の運営の仕方なんだから、最初それをやってから。視察の話はまたその後で。

◎議長

ですから後の話の中で出てくるんだけど、先に話がでたので、ちょっと挟ましてもらったんですが。では、まず定例会の回数。今のままじゃなきゃダメだ、というような方っておられますか。

◎委員

今のままじゃなきゃダメだというのじゃなくて、いろんな…言った事に少し…やっぱり1回で、都合が悪ければ休まれるでいいわけですからね。だから、都合が悪い方がいれば、私だって都合が悪ければ休んだことなんてありますし、孫が来たから休みたい、ってことだってあるでしょうから。それは原則月1回のままでいいんじゃないですか。

◎委員

聞いていいですか。委員になってから日が浅いんだけど。地域の会ってというのは、そもそも、原子力発電所が動くっていう前提で話してるんですか。

◎委員

いや、そういう話じゃないです。

◎委員

でも、県知事はもう動かさない、ってこの前言って当選しましたよね。だとしたら、地域の会で話をするのは、知事が発電を始めるとか、始めないとかって話が始まってからでもいいように思うのだけど。動かさないってことは、もういらない、っていうのと一緒のことを言ってるわけだから。なんでそれでここで、知事がダメだって言っている話をしなきゃいけないのか、意味がよくわからないんだけど。どういうことなんですかね。

◎委員

だから、そういうことはね。

◎議長

あの、ちょっといいですか。ちょっとその件について、説明させていただきますと、まあ、言われたそういう意見もあるかと思うのですが、これは止めておいてもですね、安全性は確保しなきゃいけない、っていう中身もあるわけですよ。だからその、今後例えばですね、知事が、再稼働を認めるとか認めないに関わらず、現在今あるものをいかに安全にするか、ということも、こ

の会の大事な役割なので。動かさないからそれで終わりだというわけではありません。例えば、じゃあ廃炉にするんだという場合は、それでも全部安全だということでもないわけですよ。ですから、そういうことも含めると、それもやっぱり安全性を確保する、という中の地域の会の中身だというふうにご理解をいただければな、と思います。

◎議長

他に、ご発言。じゃあですね、例えばその、年に1回くらいは、その、休んでもいいんじゃないかというようなこともありますし、2回でもいいんじゃないかという人もいれば、2か月に1度でもいいんじゃないかというようなお話もありますけれども、まず、絶対この12回は原則的に守るんだというような方はおられますか。今、先ほど発言された委員はそういうお話なんですが、他の方はいかがですか。

◎議長

はい、どうぞ。

◎委員

私もね、都合の悪い時は、どうしても都合の悪い時は休まざるを得ないですし、なんか回数を減らすっていうのは、ある意味後退するっていうふうな捉え方もやっぱり、できちゃうので。まあ、前向きでもっと増やせてわけにもいかないでしょうから、まあ、今まで通りがいいんじゃないのかな、というふうに思いますけども。

◎議長

じゃあ、次の方、どうぞ。

◎委員

これはね、私も、一番古い方の次に古い委員が私なんですけども。私はもう7年くらいかな、7年か8年くらい。高橋さんたちはもう10年になるんですよ。そうするとね、10年前とか、7、8年前とほとんど内容は変わらないのですよ。ほとんど変わってません。基本的にはこの会は、結論を出さないです。提案書っていう、なんかほら最後に1枚ペラペラって出すのが唯一のこの会のエヴィデンスなんです。毎回オブザーバーの方に質問している人は、会の回数が減る事には問題があるのかもしれませんが、10年もやっていると同じ事の繰り返しだと思います。

◎委員

私が言いたいことは、運営委員会に出ている方はよくわかると思うんですけど、私もあんまり出てない立場で言うのもおこがましいんですが、テーマが毎月毎月、何をやるのかっていうふうになんか今、なってきたのが現状なんです。ただ、それはやっぱり今、発電所が比較的何も動きがないっていうのが現状だからこそ、そういうふうな話が出るから。今の状況だと、やはりどうしても。月に1回やるっていう。皆さんが本当にテーマをどんどん挙げていただければ、毎月やりましょう、っていう、私も押したいんですけど、今、運営委員会では実際そうではないのが現状ですので、私の現状だけを見る限りは、私はやっぱりちょっと減らしてもいいのかな。減らしてもいいっていうか、開催しなくてもいいのかな、というのは感じてます。だから、それは、何年前かな、5年前、6年前、4年前、ちょっと覚えてませんが、その時も。あれは福島の前ですね。中越沖地震が終わって議論が活発になりました。毎定例会10時までやりました。で、落ち着くと、どうしても安定するわけですね、その時に、福島の前ですよ。5月からは10回にしましょうっていう話が出た話の時に地震があったんですよ。で、そんな感じで、じゃあそれもまた毎月やりましょう、毎月やりましょう。で、今の状況を見ると、その福島の時の前の雰囲気

と同じで、毎回もう、同じ事っていうか、テーマがもうなかなかないのが現状なので、今の現状だったら、私は減らしてもいいのかな。ただ、やっぱりこれから何か、いろんな意味で再稼働とかですね、いろんな規制庁が出た時に、どうなのかなっていう判断は私もちよっと今なんとも言えないです。でも今の現状を見る限りは私は減らしてもいいのかな。これは個人の意見です。

◎議長

ありがとうございました。この会則にはですね、定例会は原則として毎月1回招集します、と。まあ、原則ですから、それが1回増えようが減ろうが、というような解釈になるのかな、と思うのですが。まずあの皆さん、皆さんいろんな方のご意見をお聞きして、ですね、今の状態だと、1回くらいはちよっと減らしてもいいんじゃないかな、というふうに思われる方と、いや、やっぱり何かあるかわからないから、毎月やるべきだというような考え方と2つあると思うんですが、その、毎月やるべきだというような方が、もしおられたらちよっと挙手をお願いできますか。

◎委員

私はそういう意味で言ったのじゃなくて、あの、原則だけれど、今までどおりでいいんじゃないのかっていう私的なことを言ったので、それで賛成とか反対とかで、採決とられるとかっていわれると、それは私、違うなと思うのですよね。2回減らすのもいいな、と思うし、このままもいいな、と。ただ、私はどっちかと言われたら今まで通りでいいのかな、ということですから、手を挙げて多いほうがどうのこうのと言われると、なんか反対したみたいになるから。だから、両手を挙げてくれって言えば両手するけども。

◎委員

やっぱり、会の目的の、この透明性を確保する地域の会の会則の、この透明性に照らしてどうかということをやったり、このすべての問題を考えるべきだと思うのですが。1回、12回、毎月やるべきだ、なんていうのは考えてない。ただ、会則にあるのだから、そのようにやったらどうか、というだけのことであって、必ず毎月1回やるべきだ、なんてことは思ってませんし、休む時には私だって休むこともあるわけだし、だから会則通りでいいんじゃないかということだけなんです。やるべきだ、ということを手を主張しているわけじゃないです。曲解しないでください。

◎議長

それじゃあですね、この問題についてはちよっと短時間では出ないですから。次の方、どうぞ。

◎委員

すいません。ざっくりばらんな話でいいですよ。これ、我々の内輪ですからね。そういう部分でちよっと、ちよっと外れているかもわかりませんが、今、お話があって、地震があった時とか、何かあった時はちよっと活発な意見が出ると。そのとおりだと思うんですよ。従って今、出ないということは平和で事故が無くて、何もなくていいのかな。裏を返せばそうなんです、過去にあれですか、月に2回くらい、活発の時でも月に1回だったんですか。あるいは、私の今の極論を言いますと、何かあって、我々はこの、柏崎刈羽原発の透明性ですよ、日本の原子力を考える、なんてことは考えんでいいわけで、ここに何か、何かあった。例えば今日で言えば、液状化現象ですかね。ああいう例えば、例えばですよ、何かあった時にまたそういうのをテーマ絞ってやったらどうか、みたいな。柏崎に関するものが何かあったら月1回とか、まあ月2回でも、私はいとみませんけど、例えば極論ですけど、それでない時は、こういう平和な時は、あの月に1回でも、ああ、2か月に1回でもいいのかな。但し、それを固定するんじゃないで、何かあった時にはすぐ招集をかけると。皆さんの意見をまた聞くみたいな。そういうのはダメなん

ですか。それは3か月に1回とかじゃないですよ。

◎委員

招集をかけて、果たしてこの人数が集まるか、というのが疑問なんです。我々は月の第1週の水曜日というふうに、年間を通して予定を組んでいます。

◎委員

だから、それはそうです。当然月の曜日、水曜日というのも私はクエスチョンですけど、私個人的には、原則として月1回ですね。でも、今月はないですから来月ないですから欠席、休講しますと。都合があれば休まれるというんだけど、やっぱりこの会が、例えば休みの、今月はないんだとなれば楽々休まれるし。違いますかね。だから、あの、個人的な都合があって休むのはどうも、なんかね、やっぱり。だから、他の用事は全部、あの振り払ってここに来ているわけなんで、これは皆さんもそうだと思うんですよ。だから。

◎委員

石田さん、もう一度、私の考えをもう一度聞いてください。あのね、毎月やるということも、僕は高橋さんの言い分は非常に解るんです。こういうのは止まってないで刻々と、何か事があつた時に集めるんじゃないで常日頃、東電とかいろんところからの報告があつて、必ず意見交換があるわけです。毎回必ずある。それは尊重しようと言っているんです。但し、お盆だとか、正月とか、行事がいっぱいあつたり、水曜日はまた重なる時が多いんですよ。そういう時で、その12回のうち2回程度は休講にしようという案なんです。元々ですね私はもっと極論で、隔月でいいんじゃないかというんだけど、この会なんかはあつても無くてもいいんじゃないかというの、最初の我々の考え、私の考えだったんですよ。ところが、いろいろ公の場できちんと話をして、そして取り上げてくれる人がいて、ですね。そういう会であれば、この会はずぶされな、と。その時に県知事がそっぽ向いてたから、ちょっと不満に思っていたわけですよ。そういうことを考えれば、この会はやはり、本来であれば毎月やって、意見交換やつてもいいんですけど、それじゃあちょっと長いから、年間2回くらいは止めてみては。小さな話ですけど、その浮いたお金で視察旅行でもできる、補助でもできるんじゃないかと、いう考えを示したわけです。

◎委員

ちょっといいですか。

◎議長

どうぞ。

◎委員

そもそも、まあ、そもそも論というか、事務局サイドとかとして、例えば10回にしよう、つてなつて、でもちょっと例えば8月お休みにしようつて言つてたんですけど、例えば6月に何かあつて、これは8月休めないんじゃない、つていって、いきなりその、8月、例えば休みにしてたんですけど、8月の第1水曜日やっぱりやります、とかつていうのはいいのですか。

◎事務局

定例会の他に、急にですね、臨時にやらなきゃならん、とかそういう事態だということをおつておられるんだと思うんですけど。そういうことでよろしいですか。

◎委員

例えば8月と1月休みにしましょうって決めますよね。なんですけど、例えば5月、6月にあって、6月と7月の定例会だけではちょっと、これで8月空けるのはおかしいんじゃないかってなって、8月もやっぱり休みって言ってたけど、8月の定例会もやりましょうっていうのは、事務局的には別にOK なんですか。

◎事務局

元々休みに決めた、その月に何らかのかたちで開催しなきゃならん、事態になったということだと思うんですけども、さっき言ったように、その時の事態によりますが、それは私らというよりも、委員さんのほうで、こういう事態が起きたからどうしてもやってくれと、開催してくれというかたちになれば、私共は皆さんの意思に沿ってですね、開催のかたちを取りますので。その回数については事務局がどうのこうの、という立場にはちょっとないと思ってるんです。もし、開け、ということになればその、開催に向けて事務局で招集をかけるというかたちになると思います。

◎委員

と、というのは。実務的に、まあ、現実的に10回って決められちゃって、例えばもっと極端なことを言えば、7月定例会が終わった後に何かあって、8月このまま定例会なしでいいのかってなって、寸前に、じゃあ委員はみんな集まるから事務局さんやってくれと言われて、やれます、っていうんだったら、減らすのは全然いいと思います。まあ、皆さん都合があれば休めばいいっておっしゃるんですけど。

◎委員

あの、これ。会則として1月休むとか休む要件をつくるんじゃないんです。ちょっと誤解しておられるようですが、要するにこの会は、必ず8月と1月に休むっていうんじゃないくて、今こういう事態だから、そういうふうに。原則、月1回っていうのを。ちょっと。

◎三井田委員

おっしゃってることはわかります。わかるんですけど、休もうってなって、でもやるべきなんじゃないか、って声が出てきた時に、本当に事務のほうとか、そんなすなりと、「はい、わかりました」ってできるんだったら、全然いいと思いますし、「いや、そんなこと急に言われても、もう10回って決めたのに、何かあるから8月やってくださいって7月の半ばに言われてもできませんよ」ということであれば、また考えなくちゃいけないことだと思うのが、私が思った1点目と、あと、減らすことに関して、「用があったら休めばいいです」って石田さんもおっしゃってましたけど、やっぱり私もいろいろ仕事の絡みがありながら、もう第1水曜日は、ほんとにこの日に例えばぶつかっちゃって、どうしようもありません、すいません、っていう時以外は、やっぱりスケジュールの調整して空けるようにはしてるんです。それを、その用があったら休めばいいじゃないか、と言われると、用をなくすような努力を、まあ皆さんしてくださってると思うんですけど、その負担って結構大きいので、やっぱり月によって、そういうことを全く考えなくてもいい月が用意していただけるんだとしたら、まあ正直ありがたい部分はあります。

◎委員

いいですか。

◎議長

ちょっと、その前にいいですか。あの、今言われたこと、非常に良くわかるんですよ。ただ、定例会をやるとか、臨時の招集をかけるとなると、当然今度はオブザーバーも、何ヶ月も前から

この月に、というふうには、第1水曜日に、っていうふうには、事前に、東京から来る方もおられますし、予定に入ってるわけですよ。我々とすれば、その急に言ってもある程度の人数は出れるかもわかりませんが、オブザーバーに対してはちょっとこう、きつい面があるかもわかりませんが。急に、1週間くらい前に、云々というふうには。もう休みだと思って他の仕事のスケジュールを入れた後に、っていうふうなことで、それから、定例会を臨時であってもやるっていうことは、運営委員会もやはり開いて、やらなきゃいけない、っていうふうなのは当然あるわけなんで。そのへんもちょっと厳しいのかな、っていう気はします。

◎委員

いいですか。

◎議長

はい。どうぞ。

◎委員

あの、その浮いた分で視察とかいいですけど、ふつうに今まで一所懸命やって、12回やっても予算を減らしてくるんだよね。そんな10回にすれば、8か月分でもいいじゃないか、とか、そういう話になっちゃうから。

◎委員

農林大臣みたいにちょっと…

◎委員

そうだよ。でもね、役所の仕事だからね。1回減らせばね、2回分減らしてもいいねっか、とか、そっか、っていう話に絶対なるから。そんなね、甘くないですよ。

◎議長

それじゃあですね、この件につきましては、いろんな意見がございますけども、ここですぐ決めるということじゃなくて、いろんな意見もあるということで、運営委員会等もまた、今後の中で検討していくということによろしいでしょうか。

◎委員

もう一つだけいいですか。

◎議長

はい。

◎委員

一番下の方に、今言ったことに関連するんですが、視察費の予算確保を県に要望する、の下に、視察費捻出のために、何回定例会の回数を削減しなければならない、と、このしぼりはない、と但し書きに書いてありますけども、この前の運営委員会でも視察費の捻出のため、というような意見も出ていたのですが、視察費捻出のため、例えば1回休んでね、視察費捻出はいったいいくらになるのか、ということだっけね。

◎議長

ちょっと待ってください。その件につきましては、この前の運営委員会にもそういう話ちょっと出たんですが、事務局は県との対応もしていただいて、今考えていることを皆さんに伝えて下さい。

◎事務局

はい。予算の事について、今の時点でまあ、情報というかたちで提供させていただきたいと思

います。私共は県のほうからですね、委託費をいただいています。地域の会という事業でもいただいていますし、地域に出向いてる出前講座とか、他の事業でも委託契約をしているんですよ。その総体は毎年同じくらいになってるんですが、その出前講座とかいう事業のほうでですね、一部私たち、委託の中で見てた維持管理費とかを、県のほうの単独費で見てくれる可能性がありますので、そのお金がちょっと浮くと。そのお金を今度は地域の会のほうに融通できるというような、まあ、前話ですが、もしかしたら可能になるかなあとかたちの中で、その担当者とは話してるわけでございますので、そうするとさっき言った視察ですかね、定例会の回数を減とすると、それには伴わなくても何らかのかたちで、さっき言った浮いた分を地域の会へ回すというようなかたちの中で対応できるかたちで、今、断言はできませんけれども、進んでるということでございます。

◎委員

別途貰うっていうのはだめなの。

◎委員

これは、そういうのも県の姿勢がおかしいんだよ。この会をつくれってやっておいて。

◎委員

だからね、委員長と事務局はそんなだったらもう一年中やらんぞ、って言って。そのくらいでもいいのでは。

◎事務局

地域の会にすれば、さっき言ったように、別途もらうとかたちになるんですよ、他の事業から。だから、そのようなかたちで今進んでます。

◎委員

この会は、全部が県だけの金なんですか。

◎議長

そうです。

◎委員

市と村は出してないんですか。

◎議長

出してません。

◎委員

口だけは出すわけ。

◎委員

金は出してないんだ。

◎委員

でも委嘱状は市長から来てるんだよな、俺たち。

◎事務局

市長はここの代表理事。代表理事たる会田洋氏。たまたま柏崎市長をしているという。まあ、ちょっとややこしい立場でもあるわけです。

◎委員

金は県だけ。

◎議長

昔はですね、委嘱状だったんですね。それが今度、去年、一昨年くらいからちょっと中身が違う、というのは、今、あの事務局長が話されたように市の直轄じゃないんだと。要するに、県と違って市町村、まあ出雲崎を含めた、この広報センターの中のですかね。公財ですかね。そういう公益財団法人ということで、市役所から別個なんだと。だから市の視点の広報誌も市が直接配るということは監査上まずいという。だったらじゃあ我々は配送費を出します、と。配送費は負担します、と。その代り全戸配ってくださいよ、というような今、交渉の仕方をしてるんですが、それでも、チラシに入れて全戸配るよりは、金はかなり安くなりますんで、そういう金の、浮いた金とか、例えば事務局がちょっとご苦労して、出前講座のそういうものをしていただく中で、もしかしたら視察の経費が出るんじゃないかな、っていうようなのは今ちょっと。目算ですけども、進めているところです。

ですからあの、まあその、今の定例会の回数については、まあ、今ここで決めるというのはなかなか難しい話ですので、継続審議をさしていただければな、と思いますけどよろしいでしょうか。はい。

◎委員

まあ、1回2回休んで、っていうことなんです。例えば、その休む回数の1回は例えば勉強会とかね、そういうことをすれば。

◎委員

それは、別途の。2回は休むんだよ。休んで、10回のうちの。

◎委員

例えばそれを1回を講演会とか、勉強会にするとか、そういったかたちでの実質的な休会みたいなことができる、ということも一つありますよね、きっと。

◎議長

そうですね。そういうものも含みとして、検討事項っていうことで、さしていただければな、と思います。それでは、定例会の回数については、まあちょっと継続審議だ、ということで、さしていただきたいと思います。

それから、最後の、皆さんから検討していただく内容について、提言書の作成について、ということなんです。これは運営委員会の中でもですね、第7期の最後となりますので、2年の中のいろんな事柄の提言をですね、4月くらいを目途に、まあ出したいと。それについては、まあ、運営委員会の中ですね、会長も含めた、まあ、2、3人から4人くらいの委員を選んで、まずは腹案を各、その選ばれた人がつくって、それを今度、運営委員会ですり合わせをして、一つ原案をつくって、それでまあ、委員の皆さんから承認をいただいて、4月を目途に出したいということで、今、考えておるんですが。この中に、この提言書を作成する委員の中に、ぜひ私が手を挙げたいという方おられますか。

もし、いないのであればですね、私のほうでご指名をさして、皆さんからここで承認をいただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

◎委員

ここで指名して皆さんに承認っていうのは、自分が当たるかももう、すぐ大賛成だけど。強制的に受けさせるみたいになるんでしょ。どこかでこっそり後で電話して、頼むよってお願いして受けていただきました、でいいんじゃないですか。運悪く指された人は、それで決まっちゃう。嫌でも。だから、ああ良かったって思う人もいるかも。

◎委員

会長一任でよろしいでしょうか。

◎委員

会長一任だよ。

◎議長

じゃあ、一任でよろしいでしょうか。はい。じゃあ後で、ご指名さしていただきたいと思えます。それで、じゃあ、お願いをしたいと思います。

それではですね、私のほうからですね、優先に提案してですね、皆さんからご議論していただく内容については終わりましたので、この席でぜひ、これだけ言っておきたい、というものがございましたら、何でも結構ですので委員の皆さんちょっと、ご発言のある方、お願いしたいと思います。

◎委員

はい。すいません。全く議論ということじゃないとお聞きしたいんですが。近間になって、またこういう機会というのは、そう滅多にないような感じを受けるものですから、ざっくばらんなんですが。任期、この4月になるのか、5月になるのか、いずれにしてもあと数ヶ月で2年の任期が切れるんですが、それはどうすれば。任期が切れて、その再任というのはどういうふうなかたちで、今までこう、なるのか。それをちょっとお聞きしたい。まあ、書類をこれで。任期が満了だから書類出して辞めさせてくれ、というの、ちと変なような気もするし、続けさせてくれというのなのか、どうなのか、そのへんのところをちょっとお聞き、おしえていただきたいなと思って。

◎議長

それは、あの。今の推薦団体のほうにですね、事務局を通してですね、次の第8期の2年間はどなたが委員として推薦していただけますでしょうか。という案内文書を出します。それで、また、今度は推薦団体と今の皆さんの委員さんが、残る方もいれば交代される方もいると思いますが、そういう文書が正式にいきます。

◎委員

ありがとうございました。

◎事務局

年明けくらいですかね。

◎委員

たいてい今頃出してるよね。

◎事務局

じゃあちょっと前の前例を見ながら対応したいと思います。

◎議長

それじゃあですね、特別なければ、これで締めさせていただきます。ありがとうございました。

— 終了 —